

広報やはば広告掲載取扱要領

平成30年6月22日

町長決裁

改正 令和4年 4月 1日

令和6年 4月 1日

令和7年 4月 1日

(趣旨)

第1 この要領は、矢巾町が発行する広報やはばに広告を掲載することに関し、矢巾町広告掲載要綱（平成30年矢巾町告示第22号）（以下、「要綱」という。）及び矢巾町広告掲載基準（平成31年2月20日町長決裁）（以下、「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広報紙 矢巾町（以下「町」という。）が毎月1日に発行する「広報やはば」で、町内全世帯及び企業等へ配布するものをいう。

(2) 広告 広報紙の紙面上に掲載する広告記事をいう。

(広告掲載できる者、広告の基準等)

第3 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン内容の範囲は、要綱第3及び基準の規定を適用するものとする。

2 基準第5の規定による個別の基準として、次の各号に掲げるものを広告の禁止表現とし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(2) 町の情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「職員採用情報」「災害情報」等の表現、矢巾町章の使用等

(広告掲載枠の仕様等)

第4 広報紙に掲載する広告の仕様等は、次のとおりとする。

(1) 1枠の大きさは高さ52.4ミリメートル×幅118ミリメートルとし、1ページの下段に2枠とする。

(2) 2枠を合体して1枠とすることができる。ただし、この場合において、前号に規定する広告枠2つ分として換算する。

(3) 広告枠の掲載ページは、町長が定める。

(4) 広告の刷色は、広報紙と同色とする。

(5) 広告版下原稿の提出方法は、同要綱第10の規定により、次に定めるとおりとする。

ア デジタルデータによる完全データ入稿とする。ただし、ファイル形式は次のいずれかとする。なお、文字についてはすべてアウトライン化するなどし、フォント環境に依存

しないデータとする。

(ア) E P S形式

(イ) P S D形式

(ウ) P D F形式

(エ) T I F F、J P E Gなどの汎用形式

イ 解像度は、300dpiとする。

ウ 文字については、7ポイント以上相当のサイズとする。

エ 広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続きを行い、許諾を得るものとする。

オ 線については、0.3ポイント以上の太さとする。

(広告の掲載期間)

第5 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

(広告主の募集)

第6 広告主の募集は、町と広告掲載に関する契約を締結した広告取扱業者又は町が行う。

(広告取扱業者の資格要件)

第7 広報紙に掲載する広告の募集及びその他必要な業務を請け負う広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 矢巾町競争入札参加者資格があり、指名停止等の措置を受けていないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(広告取扱業者の業務)

第8 広告取扱業者が請け負う業務は、次のとおりとする。

(1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行

(2) 町との連絡調整及び町への広告版下原稿の提出

(3) 広告主との個別契約及び代金回収

(4) その他附帯する事項

(広告取扱業者の募集)

第9 広告取扱業者として当該業務の請負を希望する者は、町が指定する日までに広告取扱希望申請書（別記様式1）を提出しなければならない。

2 町は、前項の申請書を受理したときは、第7に規定する資格要件を審査の上、資格要件を備えていると認められる者に対し、見積を依頼するものとする。

(広告掲載料)

第10 広告掲載料は、別表のとおりとする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 広告主は、町が定める金額の広告掲載料を、町の指定する期日までに納付するものとする。

(広告掲載の申請)

第11 広報やはばに広告の掲載を希望する者は、広告掲載を希望する月の広報紙の発行日から起算して20日前までに、町に要綱第5第1項に規定する広告掲載申請書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて提出するものとする。

2 前項に掲げる広報紙の発行日は原則、毎月1日とする。

3 1項の広告掲載申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 会社概要等、業務内容等が確認できるもの（当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

（2） 印鑑証明書（当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

（3） 矢巾町に納付すべき法人町民税（個人事業主にあつては個人町民税）及び固定資産税に係る直近2箇年分の納税証明書、又はこれらの納税状況について町が内部で確認することに関する同意書（別記様式2）

（4） 消費税及び地方消費税に係る直近2箇年分の納税証明書または未納額が無い旨の証明書（矢巾町に納付すべき税がない場合に限る。）

（5） 広告に表示する資格、許認可等の証明が確認できるもの（当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

（広告の変更）

第12 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、要綱第5第1項に規定する広告掲載申請書（様式第1号）について、広告掲載を希望する月の広報紙の発行日から起算して20日前までに町に提出するものとする。この場合、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて提出するものとする。

（掲載の取消し等）

第13 町は、要綱第11の規定により広告の掲載を取り消すときは、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。ただし、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて通知するものとする。

2 町は、広告の掲載を取り消した場合、広告取扱業者又は広告主が町に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

3 町は、広告の掲載を取り消した場合、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

（掲載の取下げ）

第14 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により町に申し出なければならない。この場合、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて申し出るものとする。

3 町は、第1項の規定による広告の掲載が取り下げられた場合、広告取扱業者又は広告主が納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

（広告掲載料の返還）

第 15 町は、広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載すべき広報紙において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった月数に応じて、第 10 の規定により定める広告掲載料に基づき、月割計算により算出した金額を広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(実施期日)

第 16 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表 (第 10 関係)

掲載月数	料金
1 か月	9,000 円
3 か月	26,000 円
6 か月	50,000 円
12 か月	96,000 円

別記様式 1 (第 9 関係)

広告取扱希望申請書

年 月 日

矢巾町長 様

(申請者)

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号 ()

(業者登録コード)

広報やはば広告取扱請負業務の見積合わせに参加したいので申請します。なお、次の内容について虚偽がないことを宣誓します。

記

- 1 矢巾町競争入札参加者資格があり、かつ指名停止等の措置を受けていないこと。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※本申請の窓口となる担当者

所 属		電話番号	
職 氏 名		ファックス	
書類等送付先住所	〒 -	E-Mail	

別記様式2（第11関係）

令和 年 月 日

同意書

矢巾町長 高橋昌造 様

広告主

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号

「広報やはば」広告掲載の申請に係る町税の納付状況について、関係課から情報提供を受けることに同意します。

また、上記情報提供を受けた結果、町税の滞納があった場合には、町が広告掲載の不許可について通知することに同意します。